平成２６年（フ）第７３号
愛媛県今治市鯉池町１丁目３番16号　鯉池西団地Ａ３―104号
債務者　草間知賀子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第７５号
愛媛県今治市衣干町３丁目２番40号　Ｍ・Ｋ・Ｆ衣干Ｃ棟、前住所愛媛県今治市高橋甲434番地１　ＨＡＰＰＹＳＷＩＮＧ106号、前々住所愛媛県今治市石橋町２丁目３―12ベル・ドゥ・ジュールＡ棟201号
債務者　越智　稚菜
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第６８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎208番地の67
債務者　山中　清子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5001番地８、前住所宮崎市田野町乙13644番地
債務者　野田　拓磨
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８号
宮崎市大字熊野749番地　セフィーラ木花Ａ棟201号、前住所宮崎県日南市大字平野4267番地１　桜ヶ丘第３コーポ106号
債務者　白石　則子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１７号
鹿児島県鹿児島市山田町2150番地13
債務者　田中惠智子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市照国町16番８号サンクトレゾール２階、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市明和２丁目11番２号
債務者　濵田　　晃
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4401番地
債務者　坂上　克志
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目13番１号　ガーデンハイツＫ204号
債務者　鶴田　隆昭
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４４８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町19番10―102号
債務者　橋口　起一
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３５号
沖縄県国頭郡本部町字大浜864番地　かりゆしマンションＦ棟206号
債務者　黒田龍三郎
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第２号
長野県松本市野溝木工１丁目９番12号　メゾンシャルム102
債務者　野本未貴江（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３１号
奈良県五條市今井１丁目３番９番シャルムハイツ105号
債務者　喜多　泰司
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１４９号
広島県呉市吉浦東本町１丁目２番15号　中隅屋ビル202号、住民票上の住所広島県広島市安佐南区山本新町５丁目36番27号
債務者　佐島　直美（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１号
大分県竹田市直入町大字長湯9063番地３
債務者　首藤　　功
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第５７４号
千葉県鎌ケ谷市富岡３丁目９番７号　グリーンヒル101
債務者　岩城　正行
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６０９号
千葉県松戸市六高台７丁目121番地　松戸高柳県営住宅３棟343号、申立時の住民票上の住所千葉県松戸市五香六実270番地の109　ブルーハイツアオキ103号
債務者　渡邊　政恵
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部